

## 第4回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成26年6月11日提出

件数 30件

【内訳】議案 24件（条例関係 6件、補正予算関係 3件、その他15件）  
報告 6件（継続費の通次繰越2件、予算繰越4件）

## 議案の要旨

## 条例関係

## 議案第109号 南相馬市かしま交流センター条例制定について

## 【趣旨】

南相馬市まごころセンターを改築し、新たに設置する南相馬市かしま交流センターの設置及び管理に関する事項を定めるため、条例を制定するものである。

## 【主な内容】

## 1 制定の概要

定める項目	条	内 容
名称・位置・施設	第2条	名称 かしま交流センター 位置 南相馬市鹿島区横手字川原186番地の1 施設 大ホール、中会議室1、中会議室2、小会議室、和室、相談室、サロン
事業	第3条	住民相互の交流・活動の場として施設の提供 市民活動の支援 その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業
休館日・開館時間	第4条 第5条	【休館日】1月1日～1月3日、12月29日～12月31日 【開館時間】午前8時30分～午後9時
指定管理者による管理	第13条	指定管理者にセンターの管理を行わせるもの。
指定管理者の業務の範囲	第15条	センターの管理及び運営に関する業務 センターの事業に関する業務 センターの利用許可等に関する業務 利用料金の徴収に関する業務 利用料金の減額及び免除に関する業務 センターの管理運営上市長が必要と認める業務

指定管理者の 指定の手續	第16条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める次の書類を添えて市長に提出しなければならない。 事業計画書及び収支予算書 定款、規約 登記事項証明書 経営状況等説明資料</li> <li>・市長は、申請書を受理したときは指定管理者選定審査委員会において審査し、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するもの。</li> </ul>																
利用料金	第23条	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1時間当たりの利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>中会議室1と中会議室2を一体として利用する場合</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>中会議室1</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>中会議室2</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>利用時間 午前9時～午後9時</p>	区 分	1時間当たりの利用料金	大ホール	600円	中会議室1と中会議室2を一体として利用する場合	500円	中会議室1	300円	中会議室2	300円	小会議室	300円	相談室	300円	和室	300円
区 分	1時間当たりの利用料金																	
大ホール	600円																	
中会議室1と中会議室2を一体として利用する場合	500円																	
中会議室1	300円																	
中会議室2	300円																	
小会議室	300円																	
相談室	300円																	
和室	300円																	
利用料金の減免	第25条	<p>次の基準に従い利用料金を減額・免除することができる。</p> <p>国・地方公共団体等が主催・共催して行う事業に利用するとき 全額</p> <p>公共的団体が公共的事業に利用するとき 全額</p> <p>市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校の長が、園児・児童・生徒等を対象に利用するとき 全額</p> <p>市が後援する事業に利用するとき 5割</p> <p>その他市長が特に必要と認めるとき 市長が定める額</p>																
市長による管理	第28条	市長が指定管理者に代わってセンターの管理を行う場合の読み替え規定																

## 2 関係条例の改正等

南相馬市まごころセンター条例の廃止

南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正（別表関係）

【改正内容】別表に規定してある「南相馬市まごころセンター」を削り、「南相馬市かしま交流センター」を加えるもの。

## 3 施行日 平成26年10月1日

議案第 110 号 南相馬市税条例等の一部を改正する条例制定について
------------------------------------

## 【趣旨】

地方税法の一部を改正する法律が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、その一部が平成 26 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例を改正するもの。

## 【主な内容】

## 1 南相馬市税条例の一部改正の概要

## (1) 法人税法の改正に併せた改正

市民税の納税義務者等に係る規定の改正（第 23 条関係）

法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定の整備

法人の市民税の申告納付に係る規定の改正（第 48 条関係）

法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴う所要の規定の整備

法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に係る規定の改正（第 52 条関係）

法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う所要の規定の整備

施行日 平成 28 年 4 月 1 日

## (2) 法人税割の税率の改正

市税条例の法人税割の税率の引下げ（第 34 条の 4 関係）

「地方法人税（国税）」が創設されたことに伴い、法人市民税の法人税割の標準税率及び制限税率が引下げられたことから（表 1 のとおり）、本市におけるその税率を引き下げするもの（表 2 のとおり）。

（表 1） 法人市民税法人税割の改正内容

区 分	現 行		改正後		引下げ分
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率	
市民税	12.3%	14.7%	9.7%	12.1%	2.6%
県民税	5.0%	6.0%	3.2%	4.2%	1.8%

(表2) 改正後の本市の法人税割の税率

区 分	改正前の法人税割	改正後の法人税割	市民税法人税割特別措置条例
1～6号法人(資本金等の額が10億円以下の法人)	14.7%	9.7%	12.3%
7～9号法人(資本金等の額が10億円超える法人)		10.9%	13.5%

法人税割を申告している法人数(H25)は1,340件

南相馬市民税法人税割の特別措置に関する条例の廃止(第34条の4、附則第7項関係)

これまでは市民税法人税割の特別措置に関する条例で標準税率及び超過税率を規定していたが、今回の改正から、市税条例において税制改正の趣旨を恒久化していくことから、市民税法人税割特別措置条例を廃止するもの。

施行日 平成26年10月1日

### (3) 軽自動車税の税率引上げ(第82条関係)

自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の標準税率を次のとおり引上げるもの。

区 分		現 行	改正後	
四 輪 以 上 1	自家用	乗用	7,200円	10,800円
		貨物用	4,000円	5,000円
	営業用	乗用	5,500円	6,900円
		貨物用	3,000円	3,800円
三 輪 1		3,100円	3,900円	
二 輪 2	原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
		50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
		90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
		ミニカー	2,500円	3,700円
	軽二輪(125cc超～250cc以下)	2,400円	3,600円	
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円	
小型特殊自動車 3	農耕作業用	1,600円	2,400円	
	その他	4,700円	5,900円	
専ら雪上を走行するもの 3		2,400円	3,600円	

1 三輪、四輪以上の車両については、平成27年4月1日以降に新規取得される新車の税率を自家用自動車にあつては1.5倍に、その他の区分の

車両にあつては約 1.25 倍に引き上げるもの。(平成 27 年 3 月 31 日以前から所有している車や中古車を新たに取得した場合は現行税率)

2 二輪車は、平成 27 年度以降、税率を約 1.5 倍に上げた上で、税額が 2,000 円未満のものを 2,000 円に引き上げるもの。

3 小型特殊自動車及び専ら雪上を走行するものについては、市町村独自に税率を定めることができるものとされているが、県内の市及び近隣の町村と改正後の軽自動車税の税率との均衡を図るため、平成 27 年度から引き上げるもの。

施行日 平成 27 年 4 月 1 日

(4) 三輪以上の軽自動車に係る重課の導入(附則第 16 条関係)

軽自動車のグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した三輪以上の軽自動車について、税率を引き上げるもの。

区 分		標準税率	重課税率
四輪以上(自家用)	乗 用	10,800 円	12,900 円
	貨物用	5,000 円	6,000 円
四輪以上(営業用)	乗 用	6,900 円	8,200 円
	貨物用	3,800 円	4,500 円
三 輪		3,900 円	4,600 円

施行日 平成 28 年 4 月 1 日

(5) 公益法人等に係る市民税の課税の特例の改正(附則第 4 条の 2 関係)

租税特別措置法の改正(公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の見直し)により引用条項を追加するもの。

施行日 平成 27 年 4 月 1 日

2 南相馬市税条例の一部を改正する条例の一部改正(附則第 21 条の 2 関係)

地方税法の改正に伴い、附則第 21 条の 2 で引用している法第 41 条(旧民法第 34 条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)内の項ズレ(改正前「9 項」を改正後「8 項」)が生じたため改正を行うもの。

施行日 平成 26 年 10 月 1 日

<b>南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について</b> <b>議案第 111 号</b>
-----------------------------------------------------------------------------------------

## 【趣旨】

東日本大震災等による被災者に対する平成 26 年度の国民健康保険税及び介護保険料の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 国民健康保険税の減免（第 3 条関係）及び介護保険料の減免（第 4 条関係）

区 分	減免適用年・月	
	現行	改正後
避難指示区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等	平成 25 年 4 月 ～平成 26 年 3 月	平成 26 年 4 月 ～平成 27 年 3 月
旧緊急時避難準備区域等の上位所得層		平成 26 年 4 月 ～平成 26 年 9 月
避難指示等対象地域以外の被災区域		平成 26 年 4 月 ～平成 27 年 3 月
上記 以外の地域	減免なし	減免なし

避難指示区域等とは、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）の 4 つの区域をいう。

旧緊急時避難準備区域等とは、旧緊急時避難準備区域及び既に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）の 2 つの区域をいう。

避難指示等対象地域とは、避難指示区域等及び旧緊急時避難準備区域等をいう。

上位所得層 【国保】 高額療養費算定基準所得額の世帯合算額が 600 万円を超える世帯

【介護】 国において高額療養費の上位所得の判定基準を参考に設定

被保険者個人の合計所得金額 633 万円以上を基準

の上位所得層のうち、 の減免基準(家屋の全半壊等)の対象となる場合は、に移行して減免となる。

## 参考：保険税（料）対象者及び減免額等

区 分	国民健康保険税		介護保険料	
	避難指示区域等 及び上位所得層 を除く旧緊急時 避難準備区域等	対象人数	17,847 人	対象人数
	減免額	1,337,982,000 円	減免額	840,983,700 円
	減免額の 費用負担	災害臨時特例補助金(8/10)	減免額の 費用負担	災害臨時特例補助金(10/10) 840,983,700 円
		特別調整交付金(2/10) 267,596,000 円		
旧緊急時避難準備 区域等の上位 所得層	対象人数	830 人	対象人数	205 人
	減免額	118,260,000 円	減免額	10,157,750 円
	減免額の 費用負担	災害臨時特例補助金(8/10)	減免額の 費用負担	災害臨時特例補助金(10/10) 10,157,750 円
特別調整交付金(2/10) 23,652,000 円				
避難指示等対象 地域以外の被災 区域	対象人数	477 人	対象人数	349 人
	減免額	40,215,000 円	減免額	15,740,100 円
	減免額の 費用負担	特別調整交付金(8/10)	減免額の 費用負担	特別調整交付金(8/10)
		32,172,000 円		12,592,080 円
		県負担(1/10)		市負担(2/10)
4,021,500 円		3,148,020 円		
市負担(1/10)	4,021,500 円			

## 2 施行日 公布の日

## 議案第 112 号 南相馬市八沢児童クラブ施設条例制定について

## 【趣旨】

南相馬市八沢児童クラブ施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

## 【主な内容】

## 1 制定の概要

定める項目	条	内 容
名称・位置	第 2 条	名称 八沢児童クラブ 位置 南相馬市鹿島区南屋形字北原 8 番地の 1
休館日等	第 3 条	【休館日】日曜日、休日、1 月 2 日～1 月 3 日、

	12月29日～12月31日 <b>【開館時間】</b> 午後1時～午後6時 小学校の休業日は午前7時30分～午後6時
--	------------------------------------------------------------------

2 施行日 平成26年8月25日

**議案第113号 南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について**

**【趣旨】**

第5期介護保険事業計画に基づく介護保険料引上げに伴う負担軽減を図るため、条例の一部を改正するもの。

**【主な内容】**

1 第1号被保険者の介護保険料の額（附則第6項関係）

保険料の新旧対照表

区 分		平成26年度の 保険料	緩和措置後の 介護保険料
第1 段階	生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	28,300円	18,600円
第2 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	28,300円	18,600円
第3 段階	世帯全員が市民税非課税であって、第2段階以外の人		
	本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の人	35,700円	23,400円
	上記以外の人	42,500円	27,900円
第4 段階	本人が市民税非課税の人 (世帯内に市民税課税者がいる場合)		
	本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	47,000円	30,800円
	上記以外の人	56,600円	37,200円
第5 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以下の人	61,200円	40,100円



第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が190万円未満の人	70,800円	46,500円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上の人	84,900円	55,800円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上の人	99,100円	65,100円

## 2 対象者

平成25年3月31日以前からの市民（今年度65歳になる市民を含む。）  
（新介護保険料改定後の平成25年4月1日以降の転入者には適用しない。）

## 3 施行日 公布の日

### 議案第114号 南相馬市水産業共同利用施設設置条例制定について

#### 【趣旨】

南相馬市水産業共同利用施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

#### 【主な内容】

##### 1 制定の概要

定める項目	条	内 容
名称・位置	第2条	名称 南相馬市漁船保全修理施設 位置 南相馬市鹿島区烏崎字牛島355番地1
事業	第3条	漁船の修理等に関すること。 施設の利用に関すること。 その他施設の設置の目的を達成するため必要な事業
休業日・利用時間	第4条 第5条	【休業日】無休 【開館時間】午前8時～午後5時
指定管理者による管理	第13条	市長は、指定管理者に施設の管理を行わせるものとする。
指定管理者の業務の範囲	第15条	施設の管理及び運営に関する業務 施設の事業に関する業務 施設の利用許可等に関する業務 利用料金の徴収に関する業務 施設の管理運営上市長が必要と認める業務
指定管理者の指定の手続	第16条	・指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

		事業計画書及び収支予算書 定款、規約 登記事項証明書 経営状況等説明資料 ・市長は申請書を受理したときは、指定管理者選定審査委員会において審査し、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するもの。														
利用料金	第 2 3 条	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">利用料金</th> </tr> <tr> <th>上架 (1 回当たり)</th> <th>洗浄機 (1 回当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総トン数 3 トン未満</td> <td>3,400 円</td> <td>5,100 円</td> </tr> <tr> <td>総トン数 3 トン以上 5 トン未満</td> <td>4,530 円</td> <td>6,230 円</td> </tr> <tr> <td>総トン数 5 トン以上</td> <td>5,670 円</td> <td>7,370 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	利用料金		上架 (1 回当たり)	洗浄機 (1 回当たり)	総トン数 3 トン未満	3,400 円	5,100 円	総トン数 3 トン以上 5 トン未満	4,530 円	6,230 円	総トン数 5 トン以上	5,670 円	7,370 円
区 分	利用料金															
	上架 (1 回当たり)	洗浄機 (1 回当たり)														
総トン数 3 トン未満	3,400 円	5,100 円														
総トン数 3 トン以上 5 トン未満	4,530 円	6,230 円														
総トン数 5 トン以上	5,670 円	7,370 円														
市長による管理	第 2 7 条	市長が施設の管理運営を行う場合の読み替え規定														

## 2 施行日 公布の日

### 補正予算関係

議案第 115 号 平成 2 6 年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第 116 号 平成 2 6 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 117 号 平成 2 6 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

## その他

## 議案第 118 号 工事請負契約の締結について

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

契約の目的	防災集団移転促進事業住宅団地造成（北原地区）工事
施工場所	南相馬市原町区北原字境堀地内外
契約の相手方	南相馬市原町区大町三丁目 30 番地 石川建設工業株式会社
契約の金額	318,600,000円
契約の方法	制限付き一般競争入札
工期	契約締結日から平成 27 年 3 月 20 日まで

## 議案第 119 号 工事請負契約の締結について

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

契約の目的	原三小校舎耐震改修建築主体（第 1 期）工事
施工場所	南相馬市原町区上町一丁目地内
契約の相手方	南相馬市原町区大町三丁目 30 番地 石川建設工業株式会社
契約の金額	251,640,000円
契約の方法	制限付き一般競争入札
工期	契約締結日から平成 27 年 3 月 20 日まで

<b>議案第 120 号 工事請負契約の締結について</b>
--------------------------------

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

契約の目的	石二小校舎耐震改修建築主体（第 1 期）工事
施工場所	南相馬市原町区大木戸字西原地内
契約の相手方	南相馬市原町区東町三丁目 4 1 番地 東北建設株式会社
契約の金額	218,160,000 円
契約の方法	制限付き一般競争入札
工 期	契約締結日から平成 27 年 3 月 20 日まで

<b>議案第 121 号 財産の取得について</b>
----------------------------

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（港・北海老地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸 1 4 0 番など計 1 4 筆	明細は別紙 1 のとおり P 2 1
	合 計	10,149.50 m <sup>2</sup>
取得予定価格	21,094,130 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

## 議案第 122 号 財産の取得について

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（南海老地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市鹿島区南海老字中谷地 2 1 0 番など計 1 2 筆	明細は別紙 1 のとおり P 2 1
	合 計	6 , 5 7 7 . 4 1 m <sup>2</sup>
取得予定価格	2 1 , 8 1 0 , 9 0 3 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

## 議案第 123 号 財産の取得について

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（烏崎地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市鹿島区烏崎字戸屋 3 0 番 1 など計 1 5 筆	明細は別紙 2 のとおり P 2 2
	合 計	5 , 1 5 3 . 1 5 m <sup>2</sup>
取得予定価格	2 3 , 9 1 1 , 6 7 1 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

## 議案第 124 号 財産の取得について

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（下渋佐地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区下渋佐字大橋 3 6 番 3 など計 2 2 筆	明細は別紙 3 のとおり P 2 3
	合 計	1 0 , 6 3 5 . 1 2 m <sup>2</sup>
取得予定価格	2 3 , 8 8 0 , 9 7 8 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

## 議案第 125 号 財産の取得について

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（下渋佐地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区下渋佐字後川 3 3 1 番など計 1 4 筆	明細は別紙 4 のとおり P 2 4
	合 計	8 , 7 9 3 . 8 0 m <sup>2</sup>
取得予定価格	2 3 , 1 8 4 , 4 4 6 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

<b>議案第 126 号 財産の取得について</b>
----------------------------

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（下渋佐地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区下渋佐字赤沼 2 5 2 番 1 など計 1 9 筆	明細は別紙 5 のとおり P 2 5
	合 計	1 6 , 9 1 9 . 7 6 m <sup>2</sup>
取得予定価格	3 7 , 9 8 2 , 7 3 6 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

<b>議案第 127 号 財産の取得について</b>
----------------------------

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（下渋佐地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区下渋佐字南谷地 9 1 番など計 1 0 筆	明細は別紙 6 のとおり P 2 6
	合 計	8 , 9 6 4 . 2 8 m <sup>2</sup>
取得予定価格	2 4 , 6 8 4 , 9 1 7 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

## 議案第 128 号 財産の取得について

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（下渋佐地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区下渋佐字南谷地 6 2 番 2 など計 1 8 筆	明細は別紙 6, 7 のとおり P 2 6, 2 7
	合 計	1 0, 0 9 1 . 3 0 m <sup>2</sup>
取得予定価格	2 7, 2 4 9, 3 2 1 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

## 議案第 129 号 財産の取得について

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（北萱浜地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区萱浜字南見谷地 2 0 番など計 8 筆	明細は別紙 7 のとおり P 2 7
	合 計	1 2, 4 6 4 . 0 0 m <sup>2</sup>
取得予定価格	2 0, 1 4 5, 7 6 0 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		



<b>議案第 130 号 財産の取得について</b>
----------------------------

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

取得の目的	小高東町災害公営住宅建設用地	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市小高区東町二丁目29番地 など計10筆	明細は別紙7のとおり P27
	合計	5,585.78m <sup>2</sup>
取得予定価格	74,290,874円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方	南相馬市鹿島区横手字川原185番地の1 そうま農業協同組合 代表理事組合長 内藤 一	

<b>議案第 131 号 財産の処分について</b>
----------------------------

## 【趣旨】

市有地をオフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）用地として処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

	所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )
処分する土地の表示	南相馬市原町区萱浜字巢掛 場45番178	山林	9,999.97
処分価格	103,999,688円		
処分の相手方	福島市杉妻町2番16号 福島県知事 佐藤 雄平		

<b>議案第 132 号 町の区域の変更について</b>
------------------------------

## 【趣旨】

原町区小川町地区における防災集団移転促進事業に伴い、町の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

## 1 町の区域の概要

編入する町名	左欄に編入される区域
原町区小川町	原町区東町三丁目 1 - 1 (面積: 1,149.51 m <sup>2</sup> )

## 2 変更理由

防災集団移転促進事業住宅団地(小川町地区)は分譲数 55 区画のうち、50 区画が小川町に、3 区画が東町三丁目、2 区画の一部、区画道路の一部及び緑地の一部が小川町及び東町三丁目、それぞれ属している。

小川町及び東町三丁目に属する 2 区画の土地の登記については、不動産登記法第 41 条(合筆の登記の制限)に該当するため、また東町三丁目に属する 3 区画を除く 52 区画の土地利用及び地域自治の一体性を図るため町の区域を変更するもの。

## 報告

<b>報告第 2 号 平成 25 年度南相馬市一般会計継続費の通次繰越しの報告について</b>
-------------------------------------------------

## 【趣旨】

地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により、平成 25 年度南相馬市一般会計予算の継続費のうちから、平成 26 年度へ通次繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

## 【主な内容】

繰越事業 まごころセンター改築事業ほか (全 15 事業)

繰越額 9,133,975,574 円

**報告第3号 平成25年度南相馬市一般会計繰越明許費の繰越しの報告について****【趣旨】**

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成25年度南相馬市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成26年度へ繰り越しをしたので、同条第2項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 集会施設整備事業補助金ほか（全36事業）  
繰越額 22,505,852,008円

**報告第4号 平成25年度南相馬市一般会計事故繰越しの報告について****【趣旨】**

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成25年度南相馬市一般会計予算のうちから平成26年度へ事故繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 石神中学校校舎耐震改修事業ほか（全8事業）  
繰越額 998,339,787円

**報告第5号 平成25年度南相馬市農業集落排水事業特別会計事故繰越しの報告について****【趣旨】**

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成25年度南相馬市農業集落排水事業特別会計予算のうちから平成26年度へ事故繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 農業集落排水処理施設拡張事業（西部地区）  
繰越額 2,268,000円

<b>報告第6号</b>	<b>平成25年度南相馬市病院事業会計継続費の逡次繰越しの報告について</b>
--------------	-----------------------------------------

**【趣旨】**

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、平成25年度南相馬市病院事業会計予算の継続費のうちから、平成26年度へ逡次繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 脳卒中センター整備事業

繰越額 8,110,000円

<b>報告第7号</b>	<b>平成25年度南相馬市下水道事業会計予算繰越しの報告について</b>
--------------	--------------------------------------

**【趣旨】**

地方公営企業法第26条第1項及び同条第2項ただし書の規定により、平成25年度南相馬市下水道事業会計予算のうちから、平成26年度へ繰り越しをしたので、同条第3項の規定により報告するもの。

**【主な内容】**

繰越事業 原町第一下水処理場用地測量業務委託ほか（全2事業）

繰越額 2,741,040円

## 議案第121号 財産の取得について

別紙1

## 防災集団移転促進事業 移転促進区域（港・北海老地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )
1	南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸140番	宅地	1,781.50
2	南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸東29番	畑	828
3	南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸東30番	畑	100
4	南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸東31番	田	40
5	南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸東38番1	田	3,540
6	南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸東86番	田	970
7	南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸東109番1	畑	46
8	南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸東112番1	畑	1,273
9	南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸東112番3	畑	65
10	南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸東118番	畑	487
11	南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸東119番	井溝	43
12	南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸東120番1	原野	153
13	南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸東121番1	池沼	119
14	南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸東129番	畑	704
合計(m <sup>2</sup> )			10,149.50

## 議案第122号 財産の取得について

## 防災集団移転促進事業 移転促進区域（南海老地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )
1	南相馬市鹿島区南海老字中谷地210番	畑	705
2	南相馬市鹿島区南海老字西畑77番1	畑	57
3	南相馬市鹿島区南海老字西畑79番	畑	1,277
4	南相馬市鹿島区南海老字西畑80番	畑	264
5	南相馬市鹿島区南海老字西畑90番	畑	1,241
6	南相馬市鹿島区南海老字西畑91番	宅地	1,095.15
7	南相馬市鹿島区南海老字西畑92番	山林	677
8	南相馬市鹿島区南海老字西畑93番	宅地	69.26
9	南相馬市鹿島区南海老字西畑93番2	雑種地	140
10	南相馬市鹿島区南海老字西畑94番	田	207
11	南相馬市鹿島区南海老字西畑131番	畑	830
12	南相馬市鹿島区南海老字西畑132番	畑	15
合計(m <sup>2</sup> )			6,577.41

## 議案第123号 財産の取得について

別紙2

## 防災集団移転促進事業 移転促進区域(烏崎地区)取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )
1	南相馬市鹿島区烏崎字戸屋30番1	畑	67
2	南相馬市鹿島区烏崎字戸屋34番1	畑	193
3	南相馬市鹿島区烏崎字戸屋51番	雑種地	253
4	南相馬市鹿島区烏崎字戸屋52番	宅地	172.65
5	南相馬市鹿島区烏崎字戸屋53番	宅地	183.84
6	南相馬市鹿島区烏崎字戸屋76番	田	313
7	南相馬市鹿島区烏崎字戸屋83番1	畑	140
8	南相馬市鹿島区烏崎字南入225番	田	161
9	南相馬市鹿島区烏崎字南入231番1	田	963
10	南相馬市鹿島区烏崎字南入232番1	雑種地	126
11	南相馬市鹿島区烏崎字南入233番1	田	547
12	南相馬市鹿島区烏崎字南入234番	雑種地	126
13	南相馬市鹿島区烏崎字南入235番	田	411
14	南相馬市鹿島区烏崎字南谷地238番1	畑	376
15	南相馬市鹿島区烏崎字戸屋123番	宅地	1,120.66
合計(m <sup>2</sup> )			5,153.15

## 議案第124号 財産の取得について

別紙3

## 防災集団移転促進事業 移転促進区域（下渋佐地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )
1	南相馬市原町区下渋佐字大橋36番3	原野	142
2	南相馬市原町区下渋佐字平112番1	畑	241
3	南相馬市原町区下渋佐字平112番2	原野	46
4	南相馬市原町区下渋佐字平141番2	田	198
5	南相馬市原町区下渋佐字平142番	田	991
6	南相馬市原町区下渋佐字平143番	田	879
7	南相馬市原町区下渋佐字平145番	田	522
8	南相馬市原町区下渋佐字平159番	原野	16
9	南相馬市原町区下渋佐字平160番	畑	1,309
10	南相馬市原町区下渋佐字平163番1	山林	731
11	南相馬市原町区下渋佐字平163番3	山林	4.12
12	南相馬市原町区下渋佐字平164番1	宅地	419
13	南相馬市原町区下渋佐字平164番2	畑	85
14	南相馬市原町区下渋佐字平164番3	雑種地	33
15	南相馬市原町区下渋佐字平173番1	田	93
16	南相馬市原町区下渋佐字湊149番	原野	591
17	南相馬市原町区下渋佐字湊150番1	原野	106
18	南相馬市原町区下渋佐字湊151番	畑	968
19	南相馬市原町区下渋佐字湊153番	畑	267
20	南相馬市原町区下渋佐字湊154番2	畑	149
21	南相馬市原町区下渋佐字湊157番	山林	1,414
22	南相馬市原町区下渋佐字湊247番	畑	1,431
合計(m <sup>2</sup> )			10,635.12

## 議案第125号 財産の取得について

別紙4

## 防災集団移転促進事業 移転促進区域(下渋佐地区)取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )
1	南相馬市原町区下渋佐字後川331番	田	5,150
2	南相馬市原町区下渋佐字大身5番1	田	420
3	南相馬市原町区下渋佐字平107番	畑	469
4	南相馬市原町区下渋佐字平108番	原野	112
5	南相馬市原町区下渋佐字平120番1	宅地	720.82
6	南相馬市原町区下渋佐字平120番2	畑	321
7	南相馬市原町区下渋佐字平120番3	山林	188
8	南相馬市原町区下渋佐字平134番1	田	124
9	南相馬市原町区下渋佐字平135番	田	171
10	南相馬市原町区下渋佐字平136番1	田	234
11	南相馬市原町区下渋佐字平137番1	田	107
12	南相馬市原町区下渋佐字平138番3	田	108
13	南相馬市原町区下渋佐字平140番5	田	1.98
14	南相馬市原町区下渋佐字南谷地290番	畑	667
合計(m <sup>2</sup> )			8,793.80



## 議案第126号 財産の取得について

別紙5

## 防災集団移転促進事業 移転促進区域(下渋佐地区)取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )
1	南相馬市原町区下渋佐字赤沼252番1	原野	118
2	南相馬市原町区下渋佐字赤沼253番1	田	232
3	南相馬市原町区下渋佐字赤沼271番1	田	150
4	南相馬市原町区下渋佐字赤沼272番1	田	150
5	南相馬市原町区下渋佐字大身7番1	田	208
6	南相馬市原町区下渋佐字大身31番2	畑	89
7	南相馬市原町区下渋佐字平131番	田	145
8	南相馬市原町区下渋佐字平141番1	田	269
9	南相馬市原町区下渋佐字平152番1	田	72
10	南相馬市原町区下渋佐字湊255番1	畑	267
11	南相馬市原町区下渋佐字湊255番2	山林	895
12	南相馬市原町区下渋佐字湊255番3	宅地	667.76
13	南相馬市原町区下渋佐字湊263番2	山林	56
14	南相馬市原町区下渋佐字湊263番3	山林	73
15	南相馬市原町区下渋佐字湊265番	山林	132
16	南相馬市原町区下渋佐字湊269番	山林	304
17	南相馬市原町区下渋佐字湊271番1	田	309
18	南相馬市原町区下渋佐字南谷地278番1	田	11,783
19	南相馬市原町区下渋佐字南谷地278番2	田	1,000
合計(m <sup>2</sup> )			16,919.76

## 議案第127号 財産の取得について

別紙6

## 防災集団移転促進事業 移転促進区域(下渋佐地区)取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )
1	南相馬市原町区下渋佐字南谷地91番	原野	85
2	南相馬市原町区下渋佐字南谷地109番1	山林	240
3	南相馬市原町区下渋佐字南谷地110番	宅地	565.28
4	南相馬市原町区下渋佐字南谷地111番1	畑	1,004
5	南相馬市原町区下渋佐字南谷地111番2	原野	254
6	南相馬市原町区下渋佐字南谷地120番2	山林	479
7	南相馬市原町区下渋佐字南谷地281番3	田	5,390
8	南相馬市原町区下渋佐字南谷地282番	畑	509
9	南相馬市原町区下渋佐字南谷地283番	雑種地	190
10	南相馬市原町区下渋佐字南谷地284番	雑種地	248
合計(m <sup>2</sup> )			8,964.28

## 議案第128号 財産の取得について

## 防災集団移転促進事業 移転促進区域(下渋佐地区)取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )
1	南相馬市原町区下渋佐字南谷地62番2	宅地	148.23
2	南相馬市原町区下渋佐字南谷地62番3	畑	157
3	南相馬市原町区下渋佐字南谷地62番4	山林	343
4	南相馬市原町区下渋佐字南谷地63番1	宅地	671.07
5	南相馬市原町区下渋佐字南谷地63番2	畑	337
6	南相馬市原町区下渋佐字南谷地63番3	畑	145
7	南相馬市原町区下渋佐字南谷地63番4	原野	105
8	南相馬市原町区下渋佐字南谷地63番5	山林	685
9	南相馬市原町区下渋佐字南谷地63番6	雑種地	23
10	南相馬市原町区下渋佐字南谷地79番1	畑	1,716
11	南相馬市原町区下渋佐字南谷地304番	田	5,343
12	南相馬市原町区下渋佐字南谷地306番	畑	147
13	南相馬市原町区下渋佐字南谷地307番	雑種地	21
14	南相馬市原町区下渋佐字南谷地308番	畑	71
15	南相馬市原町区下渋佐字南谷地309番	雑種地	52
16	南相馬市原町区下渋佐字南谷地310番	雑種地	28
17	南相馬市原町区下渋佐字南谷地311番	雑種地	81

18	南相馬市原町区下渋佐字南谷地 3 1 2 番	雑種地	18
合計(m <sup>2</sup> )			10,091.30

議案第 1 2 9 号 財産の取得について  
防災集団移転促進事業 移転促進区域(北萱浜地区)取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )
1	南相馬市原町区萱浜字南見谷地 2 0 番	田	2,263
2	南相馬市原町区萱浜字南見谷地 2 1 番	田	2,072
3	南相馬市原町区萱浜字南見谷地 2 9 番 1	田	2,553
4	南相馬市原町区萱浜字南見谷地 2 9 番 2	田	430
5	南相馬市原町区萱浜字南見谷地 3 0 番	田	3,014
6	南相馬市原町区萱浜字見谷地 1 3 7 番 2	畑	364
7	南相馬市原町区萱浜字見谷地 1 5 1 番	畑	1,074
8	南相馬市原町区萱浜字見谷地 1 6 0 番 1	畑	694
合計(m <sup>2</sup> )			12,464.00

議案第 1 3 0 号 財産の取得について  
小高東町災害公営住宅建設用地取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )
1	南相馬市小高区東町二丁目 2 9 番	宅地	1,983.38
2	南相馬市小高区東町二丁目 3 0 番	雑種地	57.00
3	南相馬市小高区東町二丁目 3 4 番	宅地	452.74
4	南相馬市小高区東町二丁目 3 5 番	宅地	468.44
5	南相馬市小高区東町二丁目 3 6 番	宅地	489.63
6	南相馬市小高区東町二丁目 3 6 番 2	宅地	35.49
7	南相馬市小高区東町二丁目 5 7 番	宅地	569.09
8	南相馬市小高区東町二丁目 5 8 番	宅地	531.29
9	南相馬市小高区東町二丁目 5 9 番 1	宅地	975.88
10	南相馬市小高区東町二丁目 5 9 番 2	宅地	22.84
合計(m <sup>2</sup> )			5,585.78

## 第4回南相馬市議会定例会市長提出追加議案の要旨

平成26年6月16日提出

件数 3件

【内訳】 議案3件（工事関係3件）

## 要旨

## 議案第133号 工事請負契約の締結について

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主要内容】

契約の目的	みちのく鹿島球場災害復旧改修工事
施工場所	南相馬市鹿島区南右田字榎内地内
契約の金額	211,140,000円
契約の方法	制限付き一般競争入札
工期	契約締結日から平成27年3月31日まで
契約の相手方	南相馬市鹿島区岡和田字沢田88 後藤建設工業株式会社

## 議案第134号 工事請負変更契約の締結について

## 【趣旨】

平成24年第7回南相馬市議会臨時会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主要内容】

契約の目的	農用地等災害復旧事業（前向地区）工事	
契約の相手方	南相馬市原町区錦町一丁目1番地 関場建設株式会社	
施工場所	南相馬市原町区泉字前向地内外	
金契 額約	変更前	368,052,300円
	変更後	379,047,390円

増額する額	10,995,090円
-------	-------------

## 主な変更内容

	項目	内容
(1)	設計数量の変更	現地精査による設計数量の変更
(2)	消費税率改正による変更	契約工期を平成26年3月31日としていたが、工期の延長により、平成25年10月1日以降に契約増加した分が消費税8%となるため増額するもの。
(3)	インフレスライド適用による変更	資材及び人件費の上昇による変更

## 議案第135号 工事請負変更契約の締結について

## 【趣旨】

平成25年第3回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主要内容】

契約の目的	鹿島区西町災害公営住宅建設建築主体工事	
契約の相手方	南相馬市原町区錦町一丁目1番地 関場建設株式会社	
施工場所	南相馬市鹿島区西町一丁目地内	
契約金額	変更前	621,600,000円
	変更後	646,133,280円
	増額する額	24,533,280円

## 主な変更内容

項目	内容
インフレスライド適用の変更	資材及び人件費の上昇による変更

第4回南相馬市議会定例会市長提出追加議案の要旨

平成26年6月25日提出

件数 1件  
【内訳】 議案1件

要旨

**議案第136号 訴えの提起について**

【趣旨】

土地売買契約に基づく債務不存在確認請求の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

当事者

原告 南相馬市

被告 ジー・エム・ジー株式会社

訴えの趣旨

原告被告間の土地売買契約に基づく原告の被告に対する土地の引き渡し債務が存在しないことを確認するとともに、訴訟費用は被告の負担とする旨の判決を求めるもの。

本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任するもの。